

令和5年度平野区二十歳のつどい協賛企業募集要項

令和5年度平野区二十歳のつどいの開催趣旨に賛同いただき、支援を行っていただける企業・団体等(以下「協賛企業」とする)を次のとおり募集します。

1 事業の概要

- (1) 名称 平野区二十歳のつどい
- (2) 開催日 令和6年1月8日(月・祝)
- (3) 場所 コミュニティプラザ平野(平野区民センター)(平野区長吉出戸5-3-58)
- (4) 対象 平成15年(2003年)4月2日～平成16年(2004年)4月1日生まれの方
推定参加者数 1,100人
<参考>令和4年度対象者数 2,004人(参加者数 1,091人)
- (5) 趣旨 二十歳の節目を祝い、大人になった自覚を促すとともに、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますために開催します。
- (6) 主催 平野区二十歳のつどい実行委員会

2 募集対象事業者

募集対象事業者は、法人その他の団体及び事業を営む個人で、平野区内に本社、支社、営業所、店舗等を有し、次の各号に定める業種に該当しない事業者とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- (2) 消費者金融
- (3) 商品先物取引に関するもの
- (4) たばこの製造又は販売業(電子たばこ含む)
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更生手続中の事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務供誘引販売取引並びに訪問購入。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者等を除く。
- (10) 探偵事務所等の調査会社
- (11) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・リサイクルショップ

- (12) 業界団体に加盟していない結婚相談所・交際紹介業
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (14) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (15) いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
- (16) 公共機関または行政機関から悪質な行為等により、入札参加停止措置や行政処分を受けている企業等
- (17) 市税を滞納している事業者
- (18) 大阪市への広告料等の支払いを滞納している事業者
- (19) その他平野区二十歳のつどい実行委員長が不相当と判断した事業者

3 協賛の内容

協賛内容は、次の各号により実施します。

(1) プログラム協賛

- ・平野区二十歳のつどい参加者（1,200部作製予定）に対して配布するプログラムに企業PR広告を掲載します。
- ・掲載場所は、中面の事務局指定場所とします。
- ・掲載の順番は申請順を基本としますが、掲載枠によって事務局が調整を行います。
- ・1枠規格：900mm×950mm
- ・広告掲載費 1枠あたり5,000円
- ・1枠（5,000円）、2枠（10,000円）、4枠（20,000円）、6枠（30,000円）から選択できます。
- ・広告の原稿 フォントはJIS規格約7ポイント（10級相当）を最小とします。
- ・色刷り4色まで可とします。
- ・広告原稿は完全データ（テキストはアウトライン化）（イラストレーターデータ及び確認用PDF）とします。
- ・広告原稿制作にかかる一切の経費は、申込者の負担とします。

なお、プログラムに広告掲載しがたい場合は、チラシを参加者に配布することができます。

- ・チラシ規格 A4サイズ
- ・チラシ広告費 片面20,000円、両面40,000円
- ・必要部数 1,200部
- ・広告原稿制作にかかる一切の経費は、申込者の負担とします。
- ・納品日 協賛採用決定通知書に記載

(2) 物品協賛

- ・平野区二十歳のつどい開催日に参加者あて配布する記念品として無償提供される物品とします。
- ・規格 おおむね横 210mm 以内×縦 297mm 以内×幅 10mm 以内
- ・数量 1,200 個
- ・協賛物品に企業名を記載することを妨げません。
- ・上記により難しい場合は、事務局あてご相談ください。

なお、次のいずれかに該当するものは対象外とします。

- ・使用済み、開封済み、外装が破損している製品
- ・破損しやすいもの
- ・常温保存ができないもの
- ・食品表示のあるもの

4 協賛の範囲

協賛内容の範囲は、その内容が区としての品位及びイメージを損なわないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は大阪市条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に該当するもの
- (5) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業に該当するもの
- (6) 市民に不利益を与えるおそれのあるもの
- (7) 虚偽、誇大な表現その他表示の方法が不適切なもの
- (8) 広告の内容に関して市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (9) 情報の真偽及び出所が明確でないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、平野区二十歳のつどい実行委員長が適当でないと認めたもの

5 応募期間

令和 5 年 9 月 1 日（金）から令和 5 年 11 月 30 日（木）

6 応募方法

協賛希望者は、以下の方法によりご応募ください。

- (1) 平野区二十歳のつどい協賛申込書（別記様式第1号）を平野区役所ホームページよりダウンロード、または平野区役所安全安心まちづくり課（二十歳のつどい実行委員会）あて請求する。
- (2) 必要事項を記入し、申込書と広告原稿又は協賛物品のサンプル1点を郵送、持参、メールにより提出する。
- (3) 提出先：平野区役所 安全安心まちづくり課（二十歳のつどい実行委員会）あて
大阪市平野区背戸口3-8-19 2階 21番窓口
メールアドレス：tw0002@city.osaka.lg.jp
電話番号：06-4302-9734

7 協賛の決定

協賛の申込みについては、平野区二十歳のつどい実行委員会事務局が審査し決定内容を通知します。但し、上記2及び4のいずれかに該当する恐れのある場合は、協賛審査会（以下「審査会」という。）を設置し審査を行い、協賛の可否を決定します。

8 協賛金及び協賛物品の納入

協賛採用決定通知書を受領した後、プログラム協賛にかかる協賛金は10日以内に事務局が指定する口座へ振込をお願いします。振込により難しい場合は、事務局へご相談ください。協賛金納入を確認した後、領収書を交付いたします。また、広告データにつきましては、事務局が指定する方法により納入してください。

物品協賛については、事務局が指定する方法及び期限内に納品してください。納品後、受領書を交付いたします。

9 協賛の取消

上記7により採用決定した場合においても、次のいずれかに該当する場合は、協賛を取り消します。

- (1) 指定する期日までに協賛金又は協賛物品を納付しなかったとき。
- (2) 協賛企業が区の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 協賛企業が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 申込みに虚偽の記載があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、平野区二十歳のつどい実行委員長が協賛を適当でないと認めるとき。

※(1)～(5)の規定による決定の取消しにより生じた協賛企業の損害について、平野区二十歳のつどい実行委員長は一切の責任を負いません。

※事務局は、協賛を取り消した事業者等に対して、直ちに協賛取消兼返戻通知書により協賛企業に対しその旨を通知するとともに、受領済の協賛金又は協賛物品を返戻します。

10 その他

(1) 協賛企業の責務

- ・協賛企業は、協賛に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。
- ・協賛企業は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行なってはならない。
- ・協賛企業は、協賛により第三者に損害を与えた場合は、協賛企業の責任及び負担において解決しなければならない。
- ・協賛企業は、上記7より決定を受けた協賛の権利を譲渡してはならない。

(2) 平野区二十歳のつどい開催中止の場合

大規模災害その他やむを得ない事情により、平野区二十歳のつどいを開催中止とする場合の協賛金又は協賛物品の取扱いについては、協賛企業と事務局が協議して決定するものとする。